

仕 様 書

- 1 件名
動物由来細菌の遺伝子等の性状検査及び薬剤耐性に関する検査等補助業務（労働者派遣契約：単価契約）
- 2 業務内容
農林水産省動物医薬品検査所（以下「当所」という。）動物分野 AMR センター担当者の指示の下、以下の業務を行う。
 - （1）動物由来細菌（病原細菌を含む。）の薬剤感受性などの性状検査業務
 - （2）細菌の薬剤耐性遺伝子等の検査及び解析（全ゲノム解析を含む。）業務
 - （3）その他関連業務
- 3 人数
1名
- 4 勤務期間
令和7年4月1日～令和7年8月31日
- 5 勤務場所
 - （1）東京都国分寺市戸倉1-15-1
農林水産省動物医薬品検査所
 - （2）派遣労働者の自宅等
ただし、指揮命令者が特に指示した場合に限るものとする。
- 6 勤務日及び勤務時間
日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（平成23年法律第178号）に規定する休日を除いた日
9時～17時（休憩時間12時から13時までの1時間）までの7時間
総労働時間は728時間を基本とする。
時間外勤務あり（1日5時間、1箇月45時間、1年360時間を限度とする。）
- 7 技能要件
次の全ての要件を満たすこと。
 - （1）細菌学を専攻する大学の卒業者等で、細菌（病原細菌を含む。）の性状に関する知識をもち取り扱いに精通していること。
 - （2）細菌からの遺伝子抽出やサンガーシークエンサー、PCR等の遺伝子検査の経験があり、分子生物学や遺伝子解析の知識を有すること。
 - （3）次世代シークエンサーを用いた全ゲノム解析に精通していること。
 - （4）全ゲノム解析データの管理・分析ができること。
 - （5）業務上知り得た情報については秘密を守ること。
 - （6）当所職員と業務に必要な連絡、報告、指示の確認等のコミュニケーションが円滑に遂行できる能力を身につけていること。
 - （7）庁舎内に勤務する上で、公務の一端を担う立場として必要なマナー、接遇等の知識・能力を身につけていること（挨拶、敬語が適切に使える等）
 - （8）庁舎内に勤務する上で、勤務に適した服装、髪型等ができること。
- 8 賃金等の待遇に関する情報
均等・均衡方式による場合、及び労使協定方式による場合の情報について、契約方式を決定している場合には、その方式の情報を当所から提示する。
- 9 その他
作業及び事務並びに自宅等での勤務に伴い、必要な機器及び消耗事務用品等は当所にて貸与する。